

第2章 計画策定の背景

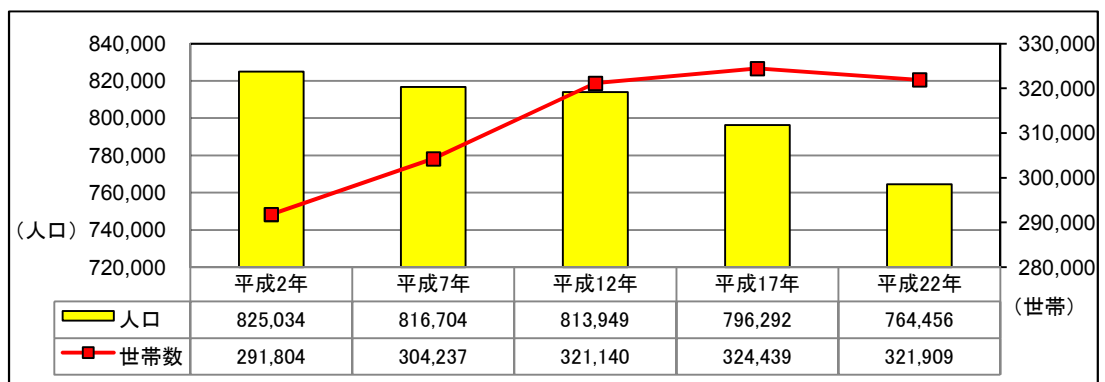
第1 高知県の現状

1 人口減少の進行

平成22年国勢調査によると、本県の人口は、平成17年調査時の796,292人より31,836人減少した764,456人です。

人口減少率は、4.0%で、この数値は、昭和40年の4.9%に次ぐ、2番目の高さとなっており、今後の高知県にとって厳しい数値といえます。

図2 高知県の人口と世帯数の推移



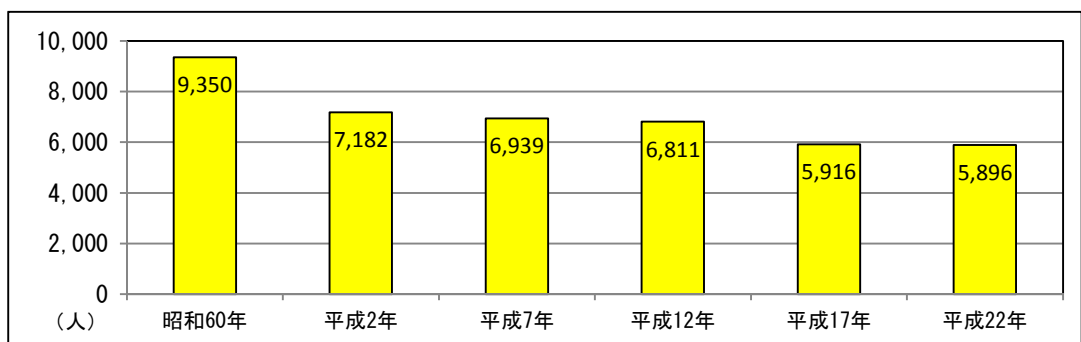
出典：厚生労働省「人口動態調査」

2 少子高齢化の進行

本県の出生数は、平成21年に過去最低の5,415人、平成22年に5,896人とやや盛り返しましたが、減少傾向に変わりなく厳しい状態が続いています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の統計によると、本県の高齢化率^{※5}は、平成22年に28.4%で、全国平均より10年先行していると言われ、今後もより一層高齢化が進むことが推計されています。

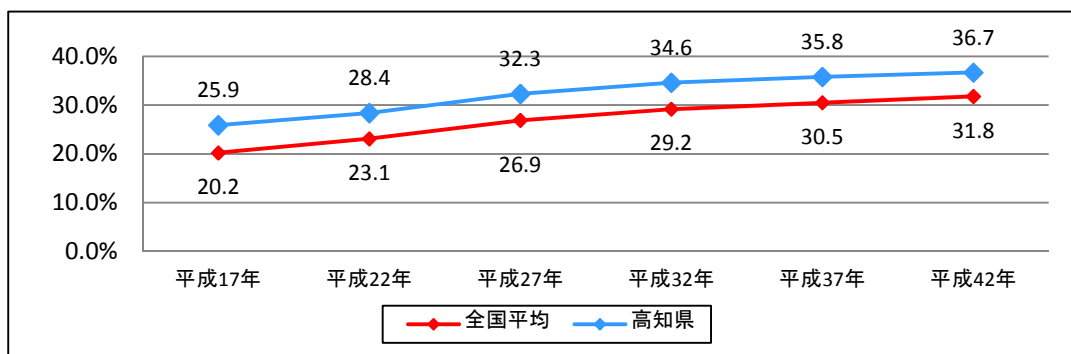
図3 高知県の出生数の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」

※5 高齢化率・・・65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。

図4 高知県と全国の高齢化率(高齢人口の割合)の推移と推計



出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

3 県民の意識調査

県では、県政に対する関心や意見などを把握し、その結果を県政運営の基礎資料とするために、毎年度「県民世論調査」を実施しています。

平成21年度から平成22年度までの調査では、安全・安心の確保や地域活動に関する県民の関心度は必ずしも高いといえず、今後の課題も浮き彫りとなりました。

(1) 安全・安心に関する意見(平成22年度調査)

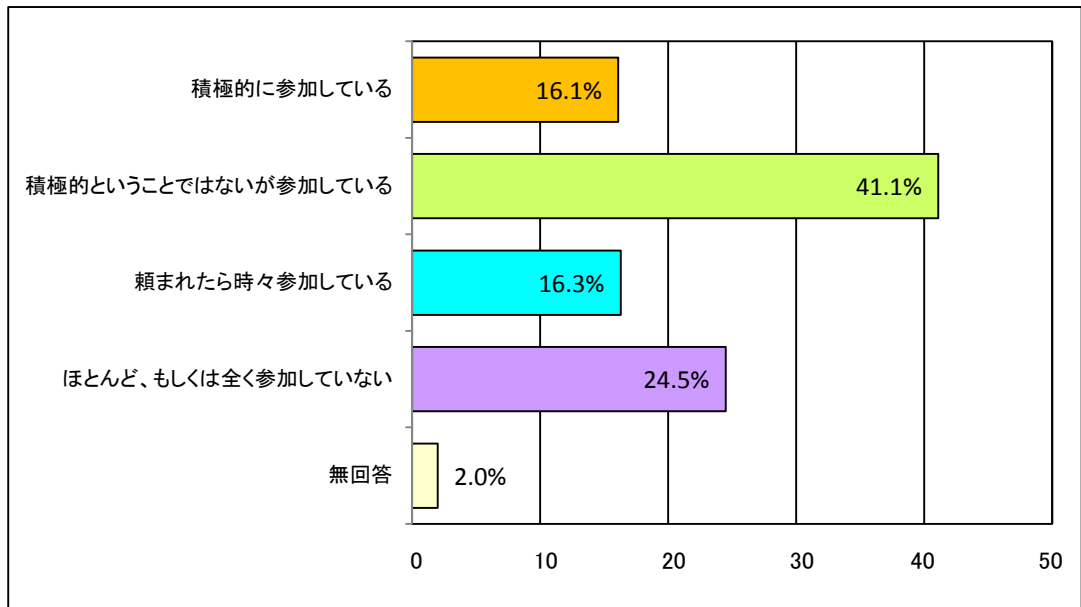
(問) 県民全体の幸福感を高める観点から、県が力を入れていくべき主な取組(21項目)は、何だと思えますか?(5つ回答可)

(結果) 「犯罪や交通事故の少ない、安全な社会づくり」は、21項目中8番目と上位にあります。回答比率は20%を下回っており、決して関心度が高いものではありませんでした。

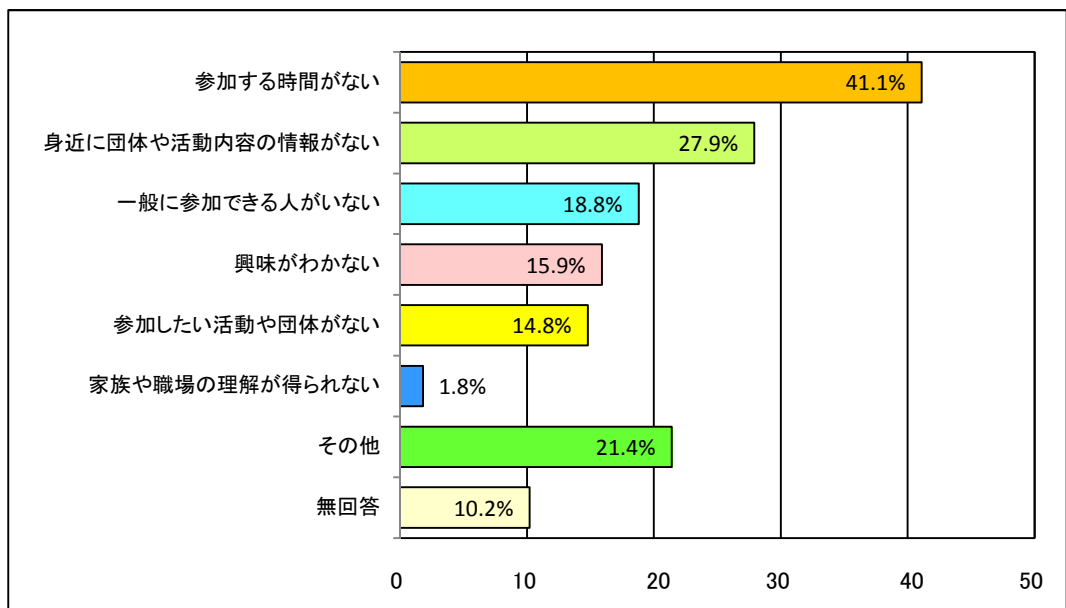
回答項目	回答比率
1 雇用の安定の確保	62.1%
2 高齢者が生きがいを持ち、安心して生活できる地域づくり	55.0%
3 安心して子どもを産み育てることができる社会の実現	54.2%
4 地場産業の活性化や技術の高度化による新しい産業の振興	48.1%
5 質の高い医療サービスの提供	41.7%
6 南海地震や台風などに備える災害対策	27.5%
7 質の高い教育を受ける機会の確保	19.7%
8 犯罪や交通事故の少ない、安全な社会づくり	17.3%
9 道路の整備など交通基盤の充実	15.5%
10 将来の高知県を担う人づくり	14.9%

(2) 地域活動への参加（平成21年度調査）

（問） あなたは現在、どの程度地域での活動に参加していますか？
 （結果） 7割以上の方が、少しでも地域活動に参加しているという回答でした。



（問） 参加していないと答えた理由は、どんなことですか？
 （結果） 「時間がない」と答えた方が多い中、身近な団体の情報が入らないという方も多いことが分かりました。

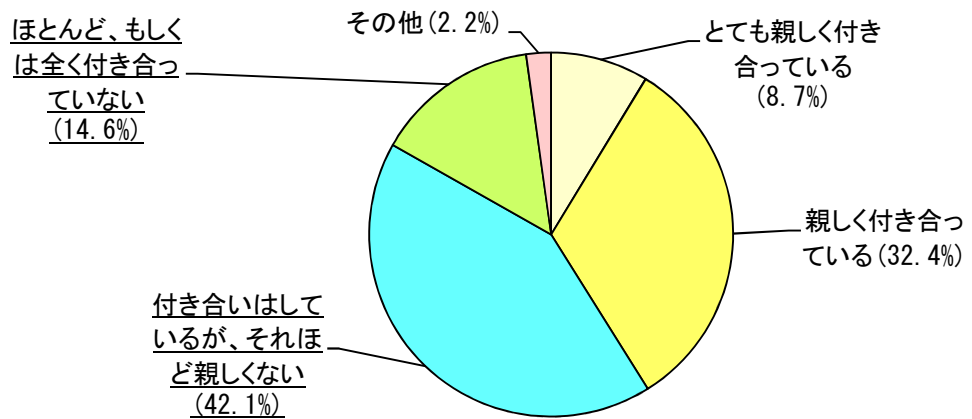


(3) 地域の支え合い力の弱体化

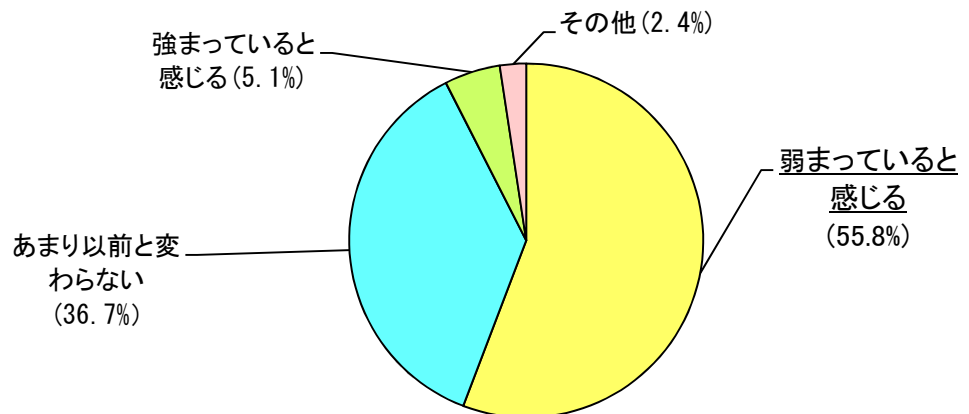
平成21年度の調査によると、近所付き合いの程度に関する設問に対して、近所付き合いが薄れているという回答が半数以上の56.7%でした。

また、地域の支え合いの力が弱まっていると感じる方も55.8%と、半数以上を占めていることが分かりました。

(問) あなたは、現在どの程度近所付き合いをしていますか？
 (結果) 近所付き合いが薄れている回答が半数以上の56.7%となっています。



(問) 地域の支え合いの力は以前と比べてどうなっていると感じますか？
 (結果) 地域の支え合いの力が弱まっていると感じる方が55.8%と半数以上を占めています。



4 南海地震等大規模災害に向けた対応

(1) 本県の取組

県では、今後30年間で60%程度の確率で発生するといわれている南海地震について各種の対策を進めてきましたが、平成23年3月に起きた東日本大震災の発生を受けて、これまでの取組を再度検証して、あらゆる方面の施策を見直すこととなりました。

ひとたび災害が発生すれば、東日本大震災の例を見るまでもなく、災害に便乗した犯罪やデマ情報などによる二次的な被害も予想されます。

そこで、災害の発生により起こりうる犯罪等の被害から県民を守るため、地域活動団体等の活性化や自主防災組織^{※6}との連携の強化など、大規模災害の発生にも備えた取組を行う必要があります。

表1 自主防災組織の結成数(平成23年4月1日現在)

	県全世帯数	県全体の自主防災組織	津波浸水予想地域の自主防災組織	それ以外の地域の自主防災組織
世帯数	348,793	236,097	91,777	144,320
結成組織数		2,048	655	1,393
組織率(%)		67.7	67.2	68.0

出典: 高知県南海地震対策課調べ

(2) 東日本大震災の発生と犯罪情勢

東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸地域が地震とこれに伴う津波により甚大な被害を受けました。

また、被災地では、災害に便乗した犯罪や原子力発電所の事故に起因した風評被害、デマ情報などが被災後に多数発生し、被災住民だけでなく、全国民に大きな混乱を生じさせました。

被災3県^{※7}における犯罪情勢は、刑法犯の発生そのものは減少しているものの、窃盗犯の中で、無人となった民家や商店を狙った侵入盗が増加し、発生直後には、放置車両等からガソリンの抜き取りや、ガソリンスタンドでの給油をめぐるトラブルも発生しています。

※6 自主防災組織・・・災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第5条第2項に規定する自主防災組織をいいます。

※7 被災3県・・・平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、特に大きく被災した岩手県、宮城県、福島県の3県をいいます。

表2 被災3県における刑法犯認知状況

(単位:人)

	H22年3月から6月	H23年3月から6月	増 減
刑 法 犯 認 知 総 数	17,185	14,088	-3,097
凶 悪 犯	100	68	-32
粗 暴 犯	654	542	-112
窃 盗 犯	12,826	11,132	-1,694
(侵 入 盗)	1,880	2,161	+281
(非 侵 入 盗)	6,858	5,428	-1,430
(乗 り 物 盗)	4,088	3,543	-545
知 能 犯	600	328	-272
風 俗 犯	134	86	-48
そ の 他	2,871	1,932	-939

出典:警察庁ホームページより



東日本大震災で被災した常磐線
坂元駅



東日本大震災で被災した山元町



被災地で活動する本県警察官

第2 第1次計画の成果と課題等

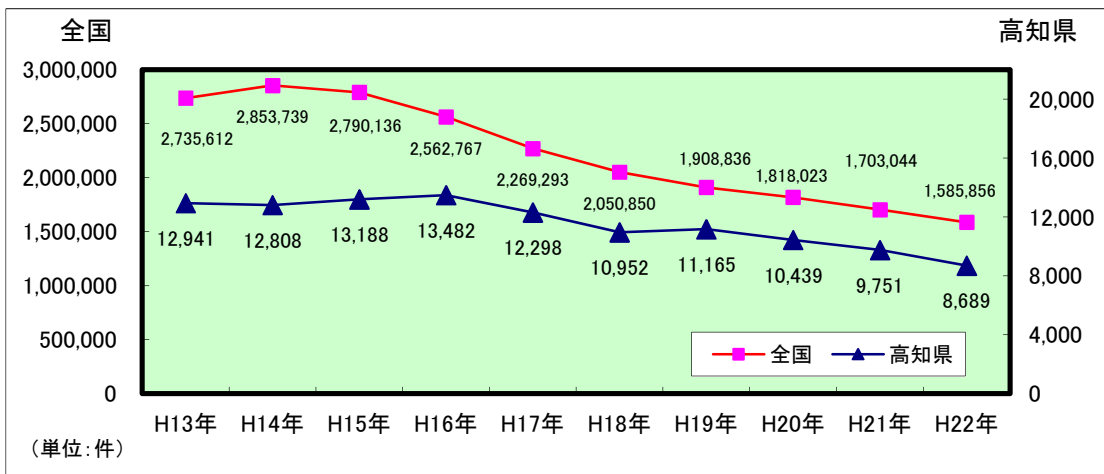
1 県内の犯罪等の情勢

(1) 刑法犯の発生状況

本県における近年の刑法犯発生件数は、平成16年を境に6年連続して減少しています。また、平成22年中の件数は、8,689件で、昭和54年以来30年ぶりに1万件を割った平成21年をさらに下回って減少しました。

減少した要因としては、刑法犯の大部分を占める窃盗犯のほか、知能犯の発生件数が減っており、これは、県民の防犯意識の向上と事業者や地域活動団体等による取組の結果によるところが大きいと考えられます。

図5 刑法犯発生件数の推移(10年間)



出典: 高知県警察犯罪統計資料

表3 罪種別件数の推移

(単位: 件)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
凶悪犯(殺人、強盗等)	60	52	36	25
粗暴犯(暴行、傷害、脅迫等)	302	264	241	258
窃盗犯	8,693	8,168	7,615	6,789
風俗犯(強制わいせつ、賭博等)	53	60	41	53
知能犯(詐欺、横領等)	360	468	364	247
その他	1,697	1,427	1,454	1,317

出典: 高知県警察犯罪統計資料

(2) 子ども・高齢者の被害状況

刑法犯発生件数のうち、子どもや高齢者が被害者となる犯罪は、平成19年以降減少傾向で、特に窃盗犯の被害が減ってきていることが大きな要因となっています。

しかしながら、刑法犯に占める割合は、高齢者が10%前後で推移していますが、子どもが増加傾向にあります。

子どもや高齢者の被害は、件数自体が減っているとはいえ、窃盗犯以外では増減を繰り返していることから、窃盗犯以外の犯罪についても被害防止に向けた取組が必要です。

表4 子ども・高齢者の被害状況

(単位:件)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
刑法犯発生件数		11,165	10,439	9,751	8,689
子ども	凶悪犯	6	7	4	6
	粗暴犯	87	85	57	78
	窃盗犯	2,415	2,287	2,177	2,026
	知能犯	16	15	19	10
	風俗犯	25	30	27	30
	その他の刑法犯	56	75	148	137
	計	2,605	2,499	2,432	2,287
	刑法犯に占める割合(%)	23.3	23.9	24.9	26.3
高齢者	凶悪犯	12	12	6	5
	粗暴犯	22	10	24	13
	窃盗犯	855	830	741	717
	知能犯	40	69	50	25
	風俗犯	1	0	0	0
	その他の刑法犯	161	123	112	113
	計	1,091	1,044	933	873
	刑法犯に占める割合(%)	9.8	10.0	9.6	10.0

出典:高知県警察犯罪統計資料

(3) 街頭犯罪等^{※8}の状況

県民の身近なところで発生し、不安感の高い街頭犯罪等は、刑法犯の発生件数と同様に減少しています。しかし、刑法犯に占める割合は、常に40%台と高い数値で推移しており、中でも自転車盗や車上狙いなどの窃盗犯の発生が多いことが特徴です。

表5 街頭犯罪等の推移

(単位:件)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
刑法犯発生件数		11,165	10,439	9,751	8,689
侵入盗	空き巣	218	243	194	158
	忍込み	102	34	149	54
	居空き	51	28	27	32
乗り物盗	自動車盗	62	46	36	21
	オートバイ盗	813	713	803	433
	自転車盗	2,764	2,709	2,512	2,472
非侵入盗	ひったくり	35	46	75	41
	車上狙い	728	619	602	566
	自動販売機狙い	148	134	85	55
わいせつ	強制わいせつ	45	40	33	31
計		4,966	4,612	4,516	3,863
刑法犯に占める割合(%)		44.5	44.2	46.3	44.5

出典:高知県警察の犯罪統計資料

※8 街頭犯罪等…県民の身近で発生して、しかも不安感の高い犯罪として

(1)道路や駅、駐車場、公園など公共の場所で発生する強制わいせつ、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり、自動販売機ねらい

(2)家屋などに侵入して行われる空き巣や忍込み、居空きを街頭犯罪等といいます。高知県では、この10罪種を街頭犯罪等に指定して警戒、取締りを強化しています。

(4) 侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)の被害状況(平成22年中)

平成22年中に発生した住宅を対象とする空き巣や忍込み、居空きの被害は、その多くが鍵の掛かっていない玄関や窓から侵入されたものでした。また、無締り以外では、合鍵を使ったものや窓ガラスなどを壊して侵入されているものもあります。

そのため、外出時の確実な戸締りや防犯性の高い住宅機器の普及を進めることが必要です。

表6 侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)の被害状況(平成22年中) (単位:件)

		戸建住宅	中高層住宅	その他の住宅	計
侵入盗の種類	空き巣	118	17	23	158
	忍込み	43	1	10	54
	居空き	26	2	4	32
侵入状況	施錠開け	5	7	4	16
	ドア錠破り	2	0	0	2
	ガラス破り	9	2	5	16
	無締り	152	7	24	183
	その他	19	4	4	27
	計	187	20	37	244

出典:高知県警察犯罪統計資料

(5) 乗り物盗・車上ねらいの被害状況(平成22年中)

平成22年中に発生した乗り物盗や車上ねらいの被害は、オートバイ盗や自転車盗、車上ねらいの半数以上が鍵を掛けていない時に被害に遭っています。

これらの被害は、そのほとんどが鍵をかけてさえいれば、被害を防げた可能性が高いことから、県民に対して、確実に施錠をする習慣を意識づけるような取組が必要となります。

表7 乗り物盗・車上ねらいの施錠状況(平成22年中) (単位:件)

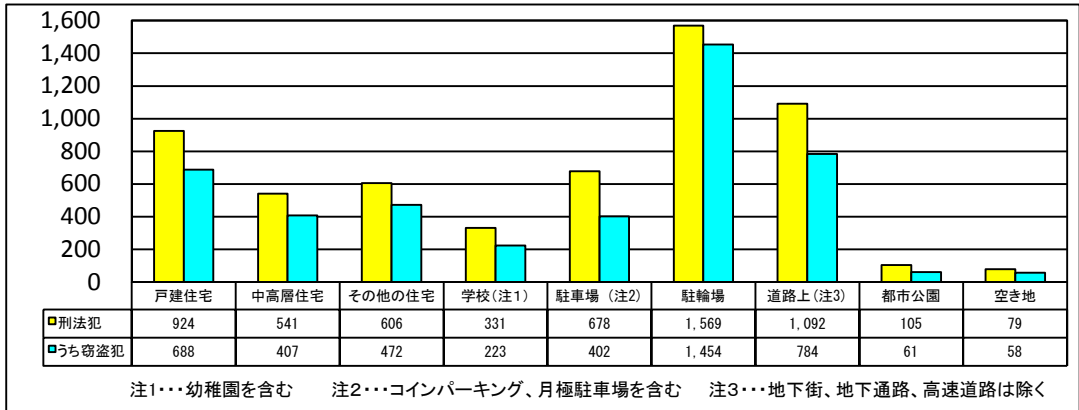
	件数	施錠あり	施錠なし	無施錠率(%)
自動車盗	21	15	6	28.6
オートバイ盗	433	68	365	84.3
自転車盗	2,472	921	1,551	62.7
車上ねらい	566	96	470	83.0
計	3,492	1,100	2,392	68.5

出典:高知県警察犯罪統計資料

(6) 刑法犯の場所別発生状況(平成22年中)

平成22年中の刑法犯の発生場所は、40.5%が駐車(輪)場、道路、公園、空き地といった公共の場所で多発しており、住宅での発生も全体の23.8%でした。
また、いずれの場所も窃盗犯の発生が多いことが特徴です。

図6 刑法犯の場所別発生状況(平成22年中)



出典:高知県警察犯罪統計資料

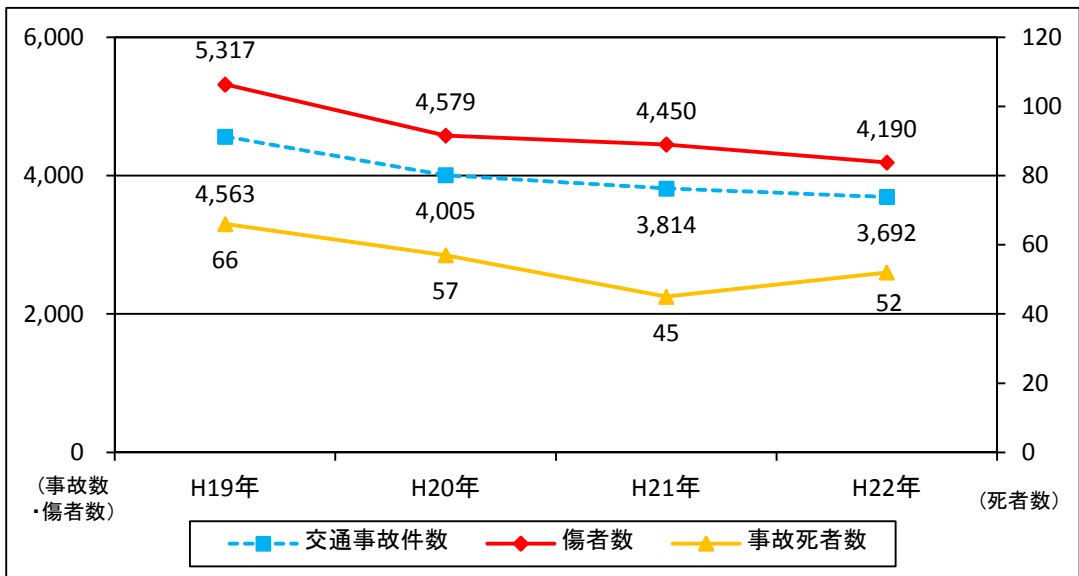
(7) 交通事故の発生状況

ア 事故件数等の推移

県内の交通事故は、発生件数、傷者ともに減少傾向にあります。

しかしながら、事故死者数は、平成21年まで減少していたところ、平成22年に増加するという結果となりました。

図7 交通事故の発生状況



出典:高知県警察交通白書

イ 高齢者の交通事故

高齢者が関わる交通事故は、平成21年まで発生件数と死者が減少していましたが、平成22年に増加しました。対して傷者は、平成21年に一旦増えたものの、平成22年に減少して900人を下回っています。

また、死亡事故を状態別で見ますと、半数以上が歩行中や自転車の運転中に事故に遭っています。高齢者の事故死者は、平成21年以降30人を下回っていますが、平成21年を除くと、全事故死者数に占める割合がいずれも高いことから、高齢者の交通事故を防止する取組が急務です。

表8 高齢者事故の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
件数 (件)	1,508	1,318	1,291	1,306
傷者 (人)	1,044	921	951	843
死者 (人)	34	35	15	28
全事故死者数に占める高齢者の割合(%)	51.5	61.4	33.3	53.8

出典:高知県警察交通白書

表9 高齢者死亡事故の状態別推移

(単位:人)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
歩行者	横断中	14	12	4	12	
	通行中	3	3	1	4	
自転車運転中		6	3	3	7	
車両	運転中	第一当事者 ^{※9}	8	12	5	5
		第二当事者 ^{※10}	1	1	2	0
	同乗者	2	4	0	0	
計		34	35	15	28	

出典:高知県警察交通白書

※9 第一当事者 ……交通事故について、その事故の原因となった違反(過失)がより重い当事者、または違反(過失)が同程度の場合には被害がより小さい方の当事者。

※10 第二当事者 ……事故の原因となった違反(過失)のないものか、違反(過失)がより軽いか、または違反(過失)が同程度の場合には被害がより大きい方の当事者。

ウ 子どもの交通事故

中学生以下の子どもが関わる交通事故は、発生件数・傷者とも減少している中、残念なことに平成21年に1名、平成22年も1名が亡くなっています。

一方、若年者のうち、16歳から19歳までの子どもは、平成22年に傷者が少し増えていますが、全体として減少傾向にあり、死亡事故も平成21年・22年ともに発生がありません。

子どもの死亡事故は、高齢者と比べて件数は少ないものの、毎年発生していることから、高齢者と同様に、子どもに対する取組も必要です。

表10 子ども(中学生以下)が関わる事故推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
件数 (件)	308	275	252	217
傷者 (人)	331	283	260	230
死者 (人)	0	0	1	1
死者の事故原因			自転車安全不確認	歩行者飛び出し

出典:高知県警察交通白書

表11 若年者(16歳以上19歳以下)が関わる事故推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
件数 (件)	427	395	357	337	
傷者 (人)	354	341	281	285	
死者 (人)	4	3	0	0	
態 様	自転車運転中 (人)	1	1	0	0
	普通車運転中 (人)	1	0	0	0
	二輪車運転中 (人)	2	1	0	0
	二輪車同乗 (人)	0	1	0	0
死者の事故原因	速度超過 通行区分 など	安全運転義務 違反			

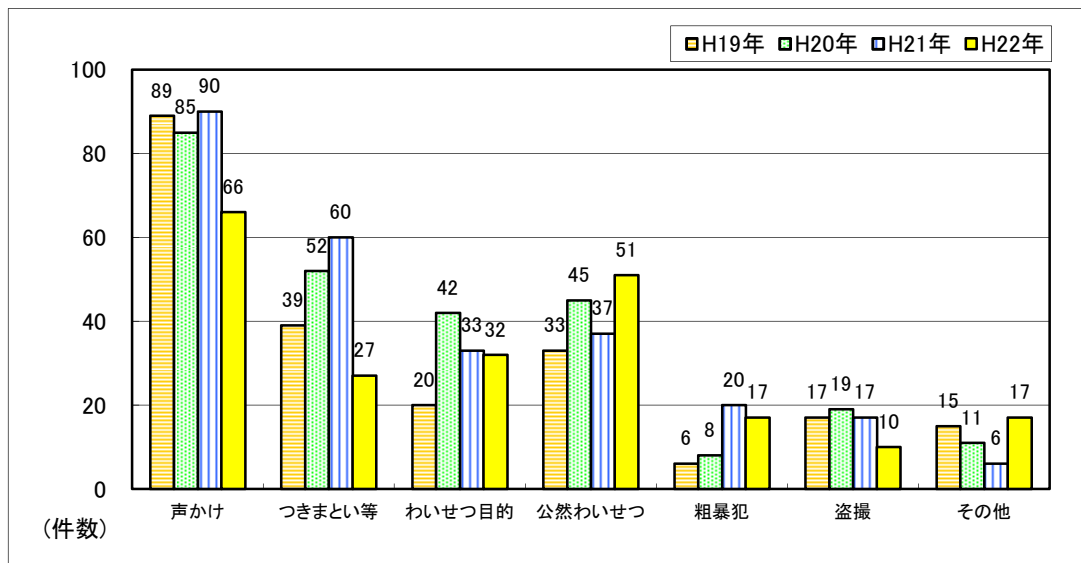
出典:高知県警察交通白書

(8) 子どもに対する声かけ事案

子どもに対する声かけ事案は、過去4年間で「声かけ」が一番多く発生しており、特に誘拐や性犯罪の前兆とみられる「声かけ」や「つきまとい等」、「わいせつ目的」の3つの行為が全体の半数以上を占めています。

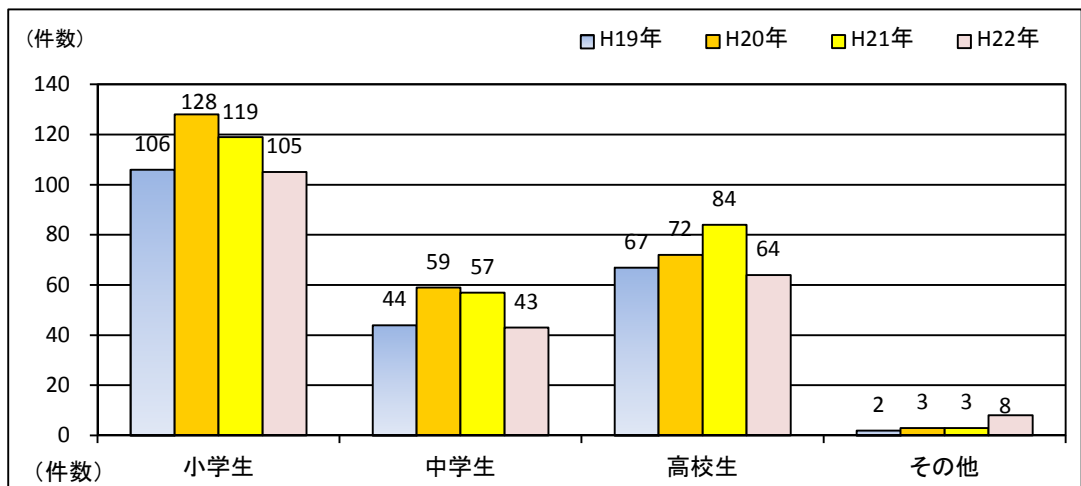
また、対象別では、小学生に対する発生が多く、発生件数こそ年々減少しているものの、子どもたちにとっては、まだまだ安全とはいえない状況です。

図8 声かけ事案の発生状況の推移(4年間)



出典:高知県警察生活安全企画課調べ

図9 対象別件数



出典:高知県警察生活安全企画課調べ

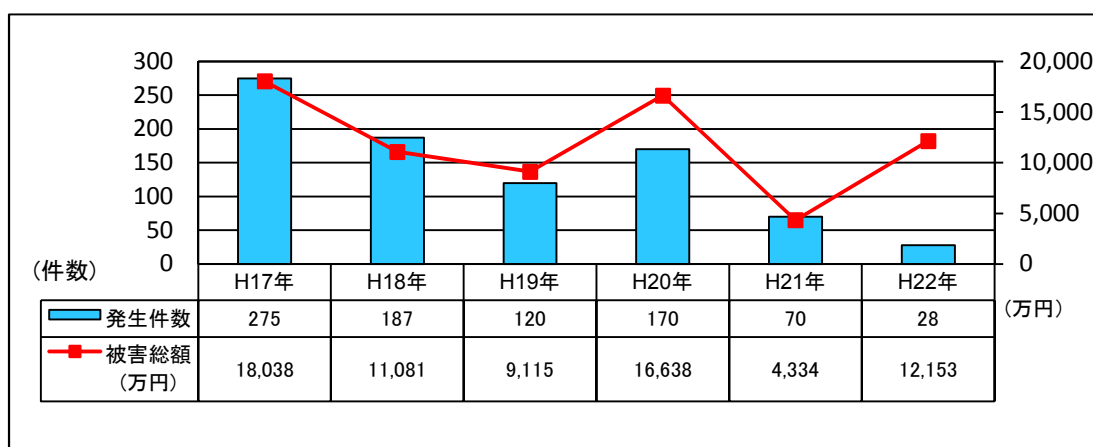
(9) 振り込め詐欺^{※11} の発生状況

振り込め詐欺の発生は、平成17年をピークに減少傾向にあり、平成20年にやや増加したものの、その後減少に転じています。

一方、被害総額は、平成21年まで発生件数と同じ軌跡をたどっていましたが、平成22年は件数が減っているにもかかわらず、一部で非常に高額な被害に遭っている事例がありましたので、被害総額が増加しました。

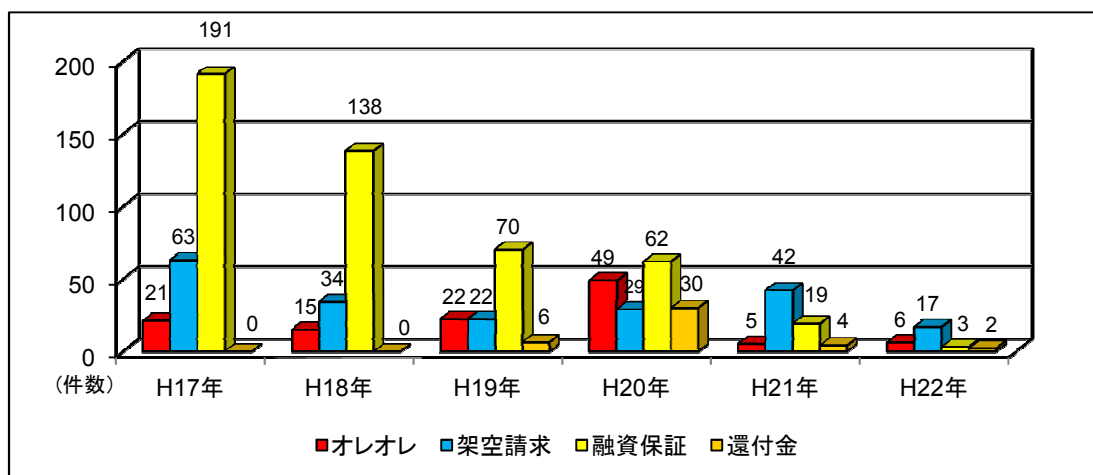
振り込め詐欺は、次から次へと新しい手口が編み出され、1回の被害金額も高額になる傾向があるので、被害に遭わないような取組を行う必要があります。

図10 振り込め詐欺の発生状況



出典：高知県警察捜査二課調べ

図11 手口別発生状況



出典：高知県警察捜査二課調べ

※11 振り込め詐欺・・・オレオレ詐欺(恐喝)、架空請求詐欺(恐喝)、融資保証詐欺、還付金詐欺の総称です。

(10) DV^{※12}・虐待事案

ア 配偶者からの暴力の相談等

高知県女性相談支援センター^{※13}に寄せられるDV相談の件数は、年々増加しています。また、一時保護では、DVを理由とするものが全実施数の6～7割を占めています。

DV事案は、被害者のみならず、DVのある家庭の子どもにも大きな影響を与えることから、行政や関係機関、民間支援団体等の連携による継続的な取組が必要です。

表12 DV相談の受理状況

(単位:件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談件数	1,488	1,738	1,601	1,631
うちDVの相談	322	381	459	632
一時保護の実施	87	83	91	82
うちDVIによるもの	57	57	62	59

出典:高知県女性相談支援センター資料

イ 児童虐待の相談・通報状況

平成22年度中に児童相談所が受けた虐待通告や相談は、312件で、そのうち142件が後の調査で虐待と認定されています。

虐待の種別は、身体的虐待が67件と一番多く、次いでネグレクト(育児放棄)、心理的虐待^{※14}、性的虐待という結果でした。なお、虐待者の別では、実母が68件と一番多く、次いで実父、実父以外の父親の順でした。

児童虐待と認定した件数は、平成22年度の155件より減少しているものの、相談の受付は増加しているなど地域社会の関心も高いことから、今後も通告や相談を受けてからの素早い対応が重要であると言えます。

※12 DV…ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力。

「配偶者」には、元配偶者や事実婚にある者を含みます。

※13 高知県女性相談支援センター…「売春防止法」に基づく要保護女子の転落の未然防止と保護更生、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく被害者の早期発見や必要な相談、調査・指導、一時保護などを行う機関です。

※14 心理的虐待…著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。例えば、言葉による暴力、一方的な恫喝、無視や拒否、否定、自尊心を踏みにじる行為など。

表13 児童虐待の発生状況(平成22年度)

児童虐待相談受付件数		312件
うち虐待と認定した件数		142件
虐待の種別	身体的虐待	67件(47.2%)
	ネグレクト(育児放棄)	44件(31.0%)
	心理的虐待	25件(17.6%)
	性的虐待	6件(4.2%)

出典: 高知県児童相談所資料

ウ 高齢者虐待の相談・通報状況

平成22年度中に受けた高齢者虐待の相談や通報件数のうち、要介護施設従事者によるものは10件で、そのうち虐待事実が確認されたのは2件でした。

また、養護者によるものは、相談等の件数が230件で、前年と比べて26件増加しているものの、虐待事実が確認されたのは116件と前年から2件減少しています。

虐待の種別は、それぞれ身体的虐待が一番多く、そのほか養護者による虐待では、心理的虐待や介護等放棄、経済的虐待^{※15}が前年より減少しているものの、まだまだ多い状態です。

これら高齢者虐待は、虐待者が被虐待者の子どもである場合が多く、虐待する側もされる側も虐待の事実を隠す傾向にあり、潜在的なケースも多いと考えられることから、行政や関係機関、地域住民との連携による継続的な取組が必要となります。

表14 高齢者虐待の発生状況(平成22年度)

(単位: 件)

		要介護施設従事者等による虐待		養護者による虐待	
		平成22年度	(前年比)	平成22年度	(前年比)
相談・通報件数		10	+1	230	+26
虐待の事実が認められた件数		2	0	116	-2
虐待の種別	身体的虐待	2	0	74	+8
	介護等放棄	1	+1	30	-10
	心理的虐待	1	0	45	-6
	性的虐待	0	-1	0	0
	経済的虐待	0	0	29	-15

出典: 高知県高齢者福祉課資料

※15 経済的虐待・・・年金や預貯金、財産を横取りされたり、あるいは不正に使用されたりすることにより経済的に負担を強いられること。

(11) 少年の非行状況

刑法犯少年^{※16}の検挙人員は、年々減少していましたが、平成22年には増加しており、特に本県は少年の非行率^{※17}が非常に高く、平成21年・平成22年は連続してワースト1位という残念な結果となりました。

このように、少年の非行問題は深刻であり、これまで非行防止教室や社会参加活動などに取り組んできましたが、今後は、県や警察、教育関係機関、保護者とがお互いに協力し合い、少年の規範意識の向上やケアサポート、非行を起こしにくい環境づくりなどの取組を強化する必要があります。

表15 刑法犯少年の検挙・非行率の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
刑法犯少年の検挙人員 (人)	990	959	955	1,039
本県の非行率 (%)	9.9	10.0	10.6	11.2
全国の非行率 (%)	7.1	6.4	6.4	5.8
非行率の全国順位 (位)	3	2	1	1

出典：高知県警察少年課調べ

※16 刑法犯少年…刑法に定められた罪を犯した犯罪少年(14歳以上20歳未満の少年)及び触法少年(14歳未満の少年)をいいます。

※17 非行率…少年人口1,000人当たりに占める検挙・補導少年の割合。

2 第1次計画の指標と状況確認指標

第1次計画では

重点目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体^{※18}による自主的な活動を促進する」

重点目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」

重点目標3 「高齢者、障害者、女性、子どもの安全を確保する」

重点目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」

という4つの目標を掲げ、さらに可能なものについて

- ・計画の取組を数値で目標化した「指標」
- ・取組状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」

をそれぞれ設定し、取組の効果の評価や検証をすることとしています。

(1) 「指標」の状況

平成23年3月末現在において、目標として掲げた「指標」の結果は、次のとおりです。

ア 「県民一人ひとりの防犯意識を高める」取組について

(平成23年3月末現在)

取組内容	数値目標	実績	達成率
あんしんFメール ^{※17} 登録者数	12,000名	8,666名	72.2%

県民一人ひとりの防犯意識を高めるため、あんしんFメールの登録を進めてきたところ、平成23年3月末の登録者数は8,666名（達成率72.2%）でした。

しかし、あんしんFメールに関する加入促進の広報の不足などから、現在伸び悩みの傾向にあり、今後は登録者の加入を促すよう広報等による働きかけを強化することが課題となります。

※18 **地域活動団体**…自治体、老人クラブなどの高齢者団体、婦人会などの女性団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいいます。

※19 **あんしんFメール**…警察が把握した子どもに不安を与える声かけやつきまといなどのいわゆる不審者情報やひったくり、路上でのわいせつ行為など身近な犯罪情報を警察本部のファクシミリ、あるいは県民の皆さんが登録した携帯電話にメールで提供するものです。

イ 「県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」の取組について

(平成23年3月末現在)

取組内容	数値目標	実績	達成率
防犯活動団体 ^{※20} の活動内容等の公表件数	100件	45件	45.0%
青色回転灯装備車両 ^{※21} 運行団体数	70団体	70団体	100%

県民、事業者、地域活動団体の自主的な活動を促進するため

- ・ 防犯活動団体の活動内容等の公表
- ・ 青色回転灯装備車両運行団体の拡充

などの取組を実施しました。

「防犯活動団体の活動内容等の公表」では、平成23年3月末で45件（達成率45.0%）と目標の達成には至っていません。これは、既存団体への呼びかけや情報発信不足が原因で、今後は既存・新規の団体への呼び掛けの強化、団体等が開催する各種会議へ積極的に参加して活動内容等の公表に関する理解を得るなどし、この取組による団体等の活性化が課題となります。

また、「青色回転灯装備車両運行団体の拡充」では、平成23年3月末で目標を達成できました。しかしながら、団体増加に伴って新規団体への活動用物品の提供が十分にできないなどの課題も残っています。

※20 防犯活動団体…地域活動団体のうち、通学路における児童の見守り活動などの犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体をいいます。

※21 青色回転灯装備車両…警察本部長から、「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる」との証明を受けた団体が、運輸局長から道路運送車両法に定める保安基準の緩和認定を受け、青色回転灯を装備した自主防犯パトロールに使用する車両をいいます。

ウ 「学校等^{※22} における児童等^{※23} の安全を確保する」の取組について

(平成23年3月末現在)

取組内容	数値目標	実績
危機管理マニュアル ^{※24} の策定率 ◎幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ◎保育所	100% 100%	100% 82.4%
家庭・地域・団体との間で協力要請や情報交換を行うために開催する会議の開催率 ◎幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ◎保育所	100% 100%	73.4% 37.8%
子どもに対する防犯教室、防犯訓練の実施率 ◎幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ◎保育所	100% 100%	66.8% 76.4%
教職員に対する防犯訓練、研修等の実施率 ◎幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ◎保育所	100% 100%	36.1% 75.3%
安全マップ ^{※25} の作成率（小学校のみ）	100%	51.8%
学校の安全点検の実施率 ◎幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ◎保育所	100% 100%	95.9% 85.0%

学校等における児童等の安全を確保するため

- ・危機管理マニュアルの策定
- ・家庭や地域、団体との間で協力要請や情報交換を行う会議の開催
- ・子どもに対する防犯教室や防犯訓練
- ・教職員に対する防犯訓練や研修
- ・安全マップの作成
- ・学校の安全点検

などの取組を実施しました。

※22 学校等…学校、児童福祉施設(認可外保育施設を含む)、放課後子どもプラン推進事業等の用に供される施設、学習塾などをいいます。

※23 児童等…児童、生徒、乳幼児などをいいます。

※24 危機管理マニュアル…正式な名称は、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」です。文部科学省が作成した不審者侵入時の幼児や児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の指導書のことをいいます。

※25 安全マップ…地域の中で犯罪や事故の発生しやすい危険箇所(道路から見通しの悪い公園、駐車場、周囲から見通しの悪い道路、暗所、放置された空き地など)や「こども110番のいえ」などの緊急避難場所を自ら歩いて調査し、地図に書き込んで作成するマップをいいます。

マップの作成作業を通じて、作成者が危険予測能力、危険回避能力を身につけ、犯罪から身を守ることができるようになることを目的としています。

「危機管理マニュアルの策定」では、幼稚園や小学校、中学校、高等学校で目標の100%を達成し、保育所でも82.4%まで達成しました。今後は、全施設での達成をめざすとともに、訓練などを通してマニュアルの点検や見直し、強化を図ることが必要となります。

「家庭や地域、団体との間で協力要請や情報交換を行う会議の開催」では、幼稚園や小学校、中学校、高等学校で73.4%の達成率でしたが、保育所が37.8%と低調でした。保育所では、乳幼児期にふさわしい保育実践の取組もまだ十分でないといった反省点もあり、情報交換等の必要性の啓発や各施設での取組の充実を図ることが今後の課題です。

「子どもに対する防犯教室等の実施」では、幼稚園や小学校、中学校、高等学校で66.8%、保育所で76.4%の達成率でした。学校における防犯に関する優先順位の低下、防犯教室の必要性が十分に理解されていないことが要因で、学校や教育委員会、警察など関係機関の連携を強化することが課題となります。

「教職員に対する防犯訓練、研修等の実施」では、保育所での75.3%に対して、幼稚園や小学校、中学校、高等学校で36.1%と低調でした。これは、学校での不審者侵入防止等の防犯に関する危機意識の希薄化、防犯教室の必要性が十分に理解されていないことが要因であり、学校や教育委員会、警察など関係機関の連携を強化することが課題となります。

「安全マップの作成」では、51.8%と低調でした。これは、学校での授業時数の関係や必要性への理解不足が考えられ、今後は安全マップの作成率向上に向けて一層の働きかけをすることが課題となります。

「学校の安全点検の実施」では、幼稚園や小学校、中学校、高等学校で95.9%、保育所で85.0%と概ね達成できました。しかしながら、市町村によってまだまだ取組にばらつきがあることから、学校等との連携を強化して安全点検の実施率向上を図ることが課題となります。

エ 「通学路等^{※26}における児童等の安全を確保する」の取組について

(平成23年3月末現在)

取組内容	数値目標	実績
地域ボランティアによる校内外の巡回等の実施率 (小学校のみ)	100%	73.9%
通学路の安全点検の実施率(小学校のみ)	100%	77.4%

通学路等における児童等の安全を確保するため

- ・ 地域ボランティアによる校内外の巡回等
- ・ 通学路の安全点検

などの取組を実施しました。

「地域ボランティアによる校内外の巡回等」は、73.9%とまずまずの達成率でした。しかし、スクールガード・リーダー^{※27}の委嘱が国の事業から補助金事業へ変更となったため、リーダーの委嘱を取りやめる市町村が出てきて人員が減少し、またスクールガードの設置も学校側の取組によってばらつきがあります。今後は学校や地域のボランティア団体との連携を強化して、校内外の安全確保に関する取組を図ることが課題となります。

「通学路の安全点検」も77.4%とまずまずの達成率でした。しかしながら、子どもに対する声かけ事案が年々減少しているとはいえ、対象者のほとんどが小学生であるという現状から、今後も学校と保護者、地域住民、関係機関がお互いに連携して、通学路の安全点検を行うことが必要です。

※26 通学路等…児童等の通学または通園などのように供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場、空き地などをいいます。

※27 スクールガード・リーダー…「高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に基づき、各市町村から委嘱され地域学校安全指導員のことをいいます。防犯について専門的知識を有し、学校内外の巡回や学校を中心とした地域で活動する学校安全ボランティア(スクールガード)に対する助言やスクールガードによる効果的・継続的な安全体制の確保に努めています。

(2) 「状況確認指標」の状況

「状況確認指標」の進行状況は、以下のとおりです。

取組内容	平成19年9月時点	平成23年3月末現在
設立または活動を支援した防犯活動団体数	11団体	28団体(累計)
シンボルマーク及び標語の利用団体数	未作成	32団体
地域における推進体制設置数	未調査	160団体
事業者、地域活動団体と締結した協定・覚書数	11件	23件(累計)
防犯活動団体と合同パトロールを実施した回数	114件	380件 (年間平均364件)
高齢者を対象とする防犯教室の開催回数	141件	273件 (年間平均445件)
従業員研修の中で防犯教育を行った観光事業者数	未調査	6.5%
県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数	左 : 342.025 ^{キロ} 右 : 402.275 ^{キロ}	左 : 360.912 ^{キロ} 右 : 419.946 ^{キロ}
道路照明灯 ^{※28} の設置基数	14,660基	15,476基(累計)
ロードボランティア ^{※29} の登録団体数	426団体 8,978人	583団体 10,646人
地域に委託している道路維持(草刈り等)	27市町村 89路線 262箇所	29市町村 85路線 152箇所
建築確認時の防犯に関するリーフレットの配布数	未作成	共同住宅用 108件(累計) 戸建住宅用 327件(累計)
深夜スーパーにおける防犯設備の整備率	防犯ベル配備 76% カラーボール ^{※30} 配備 77%	防犯ベル配備 85% カラーボール配備 90%

※28 道路照明灯…道路交通の安全・円滑な利用を図ることを目的に、道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が交差点や横断歩道などに設置する交通安全施設の一つです。

※29 ロードボランティア…道路の美化や清掃、緑化などのボランティア活動に取り組んでいる地域住民や老人クラブ、婦人会、学校、企業などの団体や個人で、申請により土木事務所長が認定しているものをいいます。

※30 カラーボール…蛍光塗料の液体が入ったプラスチック製のボールをいいます。逃走する犯人の足元や車両にめがけて投げつけ、当たると割れて塗料が付着し、重要な証拠や逃走経路などを特定できる利点があります。

「状況確認指標」に設定した

- ・ 防犯活動団体の設立や活動の支援
- ・ シンボルマーク及び標語の利用を通じた啓発
- ・ 事業者や地域活動団体との協定等締結を通じたネットワークづくり
- ・ 県管理道路の自転車・歩行者道の設置延長
- ・ 道路照明灯の設置
- ・ ロードボランティアの活動団体
- ・ 建築確認時の防犯に関するリーフレットの配布

などの取組は、第1次計画の策定時から着実に増加しています。しかしながら、防犯活動団体への呼びかけや各種情報の提供不足、市町村が携わる取組への理解不足などから微増の状態ですので、取組を所管する担当課や市町村との連携を強化して取組の促進を図ることが課題です。

また、「観光事業者の従業員研修中に実施した防犯教室」という取組では、事業者への働きかけを行う機会が少なかったことから低調で、課題が残りました。

第3 これからの課題

1 県民の自主防犯意識と地域活動団体等の自主的な活動の促進を強化

県民に身近な街頭犯罪は、自転車の鍵かけや自宅の戸締まりなどにより約半数が防止できますし、交通事故は、ゆとりを持った安全運転や無理な道路の横断を避けることなど、ちょっとした対策で防げる可能性が高まります。

県民一人ひとりが「自らの安全は、自らが守る」という意識を持つことが大切であり、県民の皆さんに自主防犯意識を醸成させる取組が必要です。

また、人口の都市集中化や生活様式の多様化などにより地域社会の一体感や連帯感が希薄していると言われ、本県でも「地域の支え合い力が弱まっている」という意見もみられました。

こうした中、地域の皆さんすべてが顔見知りとなり、ともに支え合い、守り合う力を再生・強化して、「地域の安全は、地域で守る」という意識を醸成させることが大切です。

2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を強化

第1次計画の期間中、県の取組だけでなく、県民や事業者、地域活動団体などの活動も相まって、刑法犯や交通事故の発生件数が減少するなど、一定の成果もありましたが、取組内容の周知や情報の発信不足等から取組が進まないといった課題も残りました。

犯罪のない安全で安心な高知県を実現するためには、県や教育委員会、警察など行政の力だけでは困難であり、県民や事業者、地域活動団体と行政がともに手を取り、安全で安心なまちづくりの取組を行っていくことが大切です。

3 子どもや高齢者などの安全を確保する取組の継続強化

本県では、刑法犯や交通事故の発生件数などが減少していますが、小学生への声かけや高齢者が関わる交通事故の発生率も依然高い状態にあります。

また、潜在性の高いDVや児童虐待、高齢者虐待は、相談・通報件数が増加傾向にあるうえ、少年問題に至っては規範意識の低下が懸念されるところです。

子どもや高齢者などを犯罪から守るためには、県民や事業者、地域活動団体等と行政が一体となった取組が重要であり、第1次計画で行ってきた取組をさらに強化する必要があります。

4 犯罪防止に配慮した生活環境の整備強化

刑法犯の約4割が駐車（輪）場や道路、公園など公共の場所で発生し、一般住宅でも2割とはいえ高い割合で発生しています。

中でも窃盗犯の発生が多く、特に道路上でのひったくりや住宅へ侵入する犯罪は、一つ間違えれば強盗や殺人などの凶悪な犯罪に発展しかねません。

県民が安全で安心して生活していくためには、犯罪を企てている者が近寄りにくい、あるいは犯罪をやめようと思わせるような地域をつくることが大切であり、こうした生活環境の整備を強化していく必要があります。

5 地震等大規模な災害に対応した取組の強化

地震等による大規模災害は、発生すれば県民の命はもちろん、家屋などの生活基盤や社会経済などに大きな損失を伴います。

しかも、災害等の混乱に乗じた犯罪や避難先での生活上のトラブルなどは、住民に対して、二次的な被害を与えることにもなります。

県では、近い将来必ず起こるとされる南海地震に向けて、考えられる様々な対策に取り組んでいます。災害が発生した後も、県民が安全で安心して暮らせるよう、防犯上の取組も行う必要があります。